

企業協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業又は団体からの協賛によって公共施設へ率先してLED照明を設置し、エネルギーを利活用する環境意識の高い企業又は団体の顕彰と、公共施設を利用する市民にエネルギーの利活用や環境意識の啓発を図るために行う協賛を活用した公共施設へのLED照明等の設置事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED照明 太陽光発電と組み合わせた発光ダイオード（LED）を光源とする照明設備一式をいう。
- (2) 銘板 市長が指定する規格等に基づき、市の施策などの公共的内容を表示した広告物又は掲出物件（市が指定する範囲内で協賛企業等の名称又はその名称を表すロゴマークを表示するものを含む。）でLED照明に付設するものをいう。
- (3) 事業実施団体 本事業を行う能力を有すると市長が認めた法人格を有する団体をいう。
- (4) 設置課 LED照明を設置する公共施設の所管課又はLED照明の設置を希望する課をいう。
- (5) 協賛企業等 LED照明及び銘板（以下「LED照明等」という。）の設置工事、維持管理、移設又は撤去に要する費用を負担する企業又は団体で、市長が指定する基準及び市の設置に係る協賛企業等の条件を満たす者をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は浜松市とし、その運営は事業実施団体に委託して行う。

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) LED照明等の設置場所の候補地、種類、台数その他設置の条件の調査
- (2) LED照明の候補機器の選定
- (3) LED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に要する予定額の算出
- (4) 協賛企業等の募集及び協賛の申込みの受付
- (5) 設置課及び協賛企業等とのLED照明等の設置工事前の調整
- (6) LED照明等の設置工事の施工業者の決定及びLED照明等の設置工事請負契約

の締結

- (7) 協賛企業等とのLED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に関する契約の締結
- (8) LED照明等の設置工事の施工
- (9) LED照明等の工事完成検査の実施
- (10) LED照明等の維持管理
- (11) LED照明等の移設又は撤去

(事業実施団体の役割)

第5条 本事業における事業実施団体の役割は、次のとおりとする。

- (1) LED照明の候補機器の選定
- (2) LED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に要する予定額の算出
- (3) 協賛企業等の募集及び協賛の申込みの受付
- (4) 設置課及び協賛企業等とのLED照明等の設置工事前の調整
- (5) LED照明等の設置工事の施工業者の決定及びLED照明等の設置工事請負契約の締結
- (6) 協賛企業等とのLED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に関する契約の締結
- (7) LED照明等の設置工事の施工
- (8) LED照明等の工事完成検査の実施
- (9) LED照明等の維持管理
- (10) LED照明等の移設又は撤去

(エネルギー政策課の役割)

第6条 本事業におけるエネルギー政策課の役割は、次のとおりとする。

- (1) LED照明等の設置場所の候補地、種類、台数その他設置の条件の調査
- (2) 本事業の統括

(設置課の役割)

第7条 本事業における設置課の役割は、次のとおりとする。

- (1) 施設所管課との調整（自課で所管していない公共施設へ設置する場合のみ）
- (2) 浜松市公有財産管理規則（昭和39年浜松市規則第30号）第18条第2項の規定に基づく寄附の受納の手続
- (3) 占用の許可、使用料の減免その他公共施設へLED照明等を設置するに当たって必要な申請
- (4) LED照明等の工事完成検査への立会い

(協賛企業等の役割)

第8条 本事業における協賛企業等の役割は、次のとおりとする。

- (1) LED照明等の協賛の申込み
- (2) LED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に要する費用の負担

(費用の負担)

第9条 本事業により設置するLED照明等の設置工事、維持管理、移設又は撤去に要する費用は、協賛企業等が負担することとする。

(設置場所)

第10条 本事業によるLED照明等の設置場所は、次の各号に掲げるもののうち、設置課が必要と判断し、かつ、施設所管課が設置を認めた箇所とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第149条第6号の規定に基づき市長が管理する財産（ただし、道路を除く。）
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2号の規定に基づき教育委員会が管理する財産
- (3) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の規定に基づき水道事業及び下水道事業管理者が管理する資産

(LED照明等の設置場所の候補地、種類、台数その他設置の条件の調査)

第11条 エネルギー政策課は、LED照明等の設置場所の候補地、種類、台数その他設置の条件の調査を実施し、調査結果を事業実施団体へ提供する。

(協賛の申込み)

第12条 LED照明等の協賛の申込みを行おうとする協賛企業等は、LED照明等協賛申込書（第1号様式）に、協賛企業等の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す資料を添付して事業実施団体に提出しなければならない。

- 2 協賛企業等は、前項の協賛の申込みとあわせて、浜松市公有財産管理規則第18条第1項に定めるところにより、設置課に対しLED照明等についての財産の寄附申込を行うものとする。
- 3 事業実施団体は、第1項の申込みを受け付けたときは、LED照明等協賛申込書の写しを作成し、遅滞なく、設置課及びエネルギー政策課へ提出しなければならない。

(設置工事の概要内容等の通知)

第13条 事業実施団体は、LED照明等の設置工事前の調整が完了し施工業者を決定した

ときは、LED照明等設置工事施工通知書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、遅滞なく、設置課及びエネルギー政策課へ設置工事の概要を通知しなければならない。

- (1) 施工箇所図、設計図（平面図等）並びに銘板の仕様書及び図面
 - (2) 設置機種のカatalogの写し
 - (3) 設置工事着手前の写真
 - (4) 設置工事請負契約書の写し
- 2 前項で通知した内容に変更が生じた場合は、事業実施団体は、変更内容をLED照明等設置工事変更通知書（第3号様式）により、設置課及びエネルギー政策課へ通知しなければならない。
- 3 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付する。ただし、従前に当該書類を提出したことがあり、それ以降その記載内容に変更事項がない場合この限りでない。
- (1) 施工箇所図、設計図（平面図等）並びに銘板の仕様書及び図面
 - (2) 設置機種のカatalogの写し
 - (3) 設置工事着手前の写真
 - (4) 設置工事請負契約の変更契約書の写し
- 4 事業実施団体は、LED照明等の設置工事が完了したときは、LED照明等設置工事完了通知書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、遅滞なく、設置課及びエネルギー政策課へ提出しなければならない。
- (1) LED照明等の設置が明確に判別できる写真（LED照明等の機器全体が分かるもの。またLED照明等を複数台設置した場合は、配置状況が分かるものをあわせて添付。）
 - (2) 銘板の表示の内容が明確に判別できる写真（前後の内容が分かるもの。）
 - (3) 銘板の設置形態、大きさ及び設置高さが明確に判別できる写真
 - (4) 前3号に定めるもののほか、LED照明等の設置状況の確認に必要な写真
 - (5) 協賛企業等との維持管理、移設又は撤去に関する契約書の写し

（所有権）

第14条 本事業により設置したLED照明等の所有権は、LED照明等の工事完成検査が終了した日の翌日又は浜松市公有財産管理規則第18条第2項の規定に基づき通知した受入予定期日のいずれか遅い日に市に帰属することとする。

（協賛企業等の変更の通知）

第15条 本事業により設置したLED照明等の協賛企業等が変更となった場合は、事業実施団体は、協賛企業等変更通知書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、設置課及びエネルギー政策課へ提出しなければならない。

(1) LED照明等協賛申込書の写し

(2) 新しい協賛企業等との維持管理、移設又は撤去に関する契約書の写し

(事業の収支及び維持管理、移設又は撤去の実施状況の報告)

第16条 事業実施団体は、毎事業年度初めの3月以内に、前事業年度の収支計算書の写しを、LED照明等の維持管理、移設又は撤去の実施状況とともに、文書でエネルギー政策課へ報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。